

# 京都府医師会・会員メーリングリスト利用規約

平成 19 年 6 月 28 日 京都府医師会理事会制定  
平成 19 年 11 月 15 日 改定

## 〔名称ならびに運営方針〕

### 第 1 条

京都府医師会・会員メーリングリスト（以下府医 ML）は京都府医師会員の情報交換、情報共有、会員の円滑な交流を目的として運営する。

## 〔運営者〕

### 第 2 条

府医 ML の運営は京都府医師会広報委員会がこれを担当する。

## 〔利用資格ならびに手続き〕

### 第 3 条

希望する京都府医師会員すべてが府医 ML を利用する資格を有する。地区医師会ならびに京都府医師会は団体として登録することが出来る。

### 第 4 条

利用希望者は京都府医師会事務局に会員のメールアドレスを書面にて届けるものとする。利用を停止する場合は同じく京都府医師会事務局に書面にて届けるものとする。今後可能となる京都府医師会ホームページ・医師の部屋内において利用受付・停止を行った場合は書面での手続きは不要とする。

## 〔投稿内容の禁止事項〕

### 第 5 条

投稿者は所属する地区医師会ならびに氏名を投稿文に記載することとし、匿名での投稿は禁止する。

### 第 6 条

府医 ML 内に投稿された文章を投稿者の承諾なく ML 外へ持ち出しすることを禁止する。

### 第 7 条

会員として著しく品位を毀損する投稿、著しく秩序を乱す投稿等があった場合は広報委員会権限においてこれを審議の上、理事会において裁定し、投稿者に注意勧告あるいはそれ以降の府医 ML の利用中止を裁定する。

## 〔その他〕

### 第 8 条

本利用規約は理事会において改定する。